

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

春日部市長

市町村名 (市町村コード)	春日部市 (11214)
地域名 (地域内農業集落名)	桜井・宝珠花地域 (西宝珠花、西親野井、塚崎、倉常一区、倉常二区、倉常三区、芦橋一致、芦橋共同、木崎)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月28日 (第8回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、農業経営主の半数以上が70歳以上と高齢化が進んでおり、農業後継者のいる世帯も少なくなっているため、担い手不足による遊休農地の増加が懸念される。

現状としては自作農業者が多くいるため、自作農業者による農地利用を維持していく一方で、今後は、さらに農業者の高齢化が進み、その後継者や経営規模を拡大したい農業者が少ないと想定され、地域内の意欲のある担い手の発掘や地域外からの担い手の参入など地域を支える新たな農業者の確保が喫緊の課題となっている。

西宝珠花地区は、田が4.42haであり、水稻の作付けがされている。

西親野井地区においては、田が約7.44ha、畠が13.37haであり、主に野菜と水稻が作付けされている。個々の農業者による自作地が多くなっている。地区内では多面的機能支払交付金を活用した活動組織の立ち上げを検討している。

塚崎地区においては、田が約2.51ha、畠が19.29haであり、主に野菜と水稻が作付けされている。個々の農業者による自作地が多くなっている。

倉常地区は、田が約57.42ha、畠が18.98haであり、水稻と麦が多く作付けされている。個々の農業者による自作地と認定農業者を中心とする営農集団による一定規模の耕作地がある。地区内の大部分は、区画整理によるほ場整備を実施し、農道の拡幅と用水のパイプライン化が完了している。

芦橋地区は、田が約56.43ha、畠が約9.41haであり、主に水稻と野菜が作付けされている。個々の農業者による自作地と地区外の認定農業者による耕作地がある。地区内には多面的機能支払交付金を活用した活動組織があり、農業者が連携して農地維持活動を行っている。また、地区内の大部分は、区画整理によるほ場整備を実施し、農道の拡幅と用水のパイプライン化が完了している。

木崎地区は、田が約37.57ha、畠が約5.07haであり、水稻の作付けが多くなっており、一部の耕地については麦の作付けを予定している。個々の農業者による自作地が多いなか、認定農業者である農業法人が耕作する一定規模の耕地も存在する。地区内には多面的機能支払交付金を活用した活動組織があり、農業者が連携して農地維持活動を行っている。また、地区内の一部は、区画整理によるほ場整備が完了している。

各地区とも、今後さらに高齢化が進むと考えられることから、今後地域を支える農業者の確保が課題である。

【地域の基礎的データ】

農業者数: 130人(うち70歳以上84人、64.6%)、中心経営体数: 9人(地域内認定農業者8人、基本水準到達者1人) 主な作物: 米、麦、野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域は自作農業者も多いため、自作農業者と認定農業者や農業法人など耕作が可能な経営体の両者で地域の農業を守っていくことが前提となる。そのうえで、話し合いを続けていく中で貸付希望などがあれば、農地の出し手の確認及び農地の配分・再配分についての話し合いを行い、農地中間管理機構を活用して田や畠の集積・集約を図り、米・麦・野菜を中心に引き続き農地を守っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	231.96 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	231.96 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

各農業者の意向の変化に対応する形で、地域内で持続的な話し合いを継続しながら、農地の集積、集約化を進めていく。その際、認定農業者等の地域の中心的担い手とともに、小規模経営の農業者の意向にも配慮する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

担い手の経営意向を踏まえ、農地を農地中間管理機構を通じた貸借を促進し、段階的に集積・集約化を進める。その際、所有者の貸付意向にも配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地域内農地において、ほ場整備事業が完了した地区については必要に応じて農道や排水路など土地改良施設の部分的改良についても検討する。基盤整備が完了していない地域において担い手の経営意向を踏まえ、農地の集積・集約のため必要に応じて地域の実情に沿った簡易な基盤整備を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から多様な経営体の参入の調整・検討について、地域の意向を踏まえながら、市及びJAと連携し担い手を確保する。特に、若年農業者や経営規模拡大希望農業者が少ない当地域においては、農地をまとめて地域外の大規模農家や大手スーパーなどの法人の参入も視野にいれ多様な経営体の確保に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内の作業効率化や遊休農地の発生防止を図るため、適宜必要となる作業について農業支援サービス事業者等の作業委託を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

⑦耕作が出来なくなった農地の解消を図るため、地域の中心経営体である認定農業者や農業法人に農地中間管理機構を活用し農地の集積・集約化を図り、農地としての維持管理を進める。

また、農道や用排水路の維持管理を効率化をはかるため、多面的機能支払交付金を活用するなど、農村環境の維持向上を図る。